

平成26年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 栗田賢一

平成24年(ワ)第33018号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年12月3日

判 決

[REDACTED] 原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同訴訟復代理人弁護士 見次友浩

千葉県木更津市中央2丁目2番4号

被 告 株式会社恵新

同代表者代表取締役 松木 [REDACTED]

[REDACTED] 被 告 松木 [REDACTED]

[REDACTED] 被 告 松木 [REDACTED]

[REDACTED] 被 告 酒匂 [REDACTED]

[REDACTED] 被 告 酒匂 [REDACTED]

上記5名訴訟代理人弁護士 鈴木稔充

[REDACTED] 被 告 武部 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 菊野聖貴

主 文

- 1 被告株式会社恵新は、原告に対し、550万円及びこれに対する平成24年11月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を被告松木 [REDACTED]、被

告松木 [REDACTED] 被告酒匂 [REDACTED] 及び被告武部 [REDACTED] と連帶して、うち 550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告酒匂 [REDACTED] と連帶して支払え。

2 被告松木 [REDACTED] は、原告に対し、550 万円及びこれに対する平成 24 年 1 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告株式会社恵新、被告松木 [REDACTED]、被告酒匂 [REDACTED] 及び被告武部 [REDACTED] と連帶して、うち 550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告酒匂 [REDACTED] と連帶して支払え。

3 被告松木 [REDACTED] は、原告に対し、550 万円及びこれに対する平成 24 年 1 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告株式会社恵新、被告松木 [REDACTED]、被告酒匂 [REDACTED] 及び被告武部 [REDACTED] と連帶して、うち 550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告酒匂 [REDACTED] と連帶して支払え。

4 被告酒匂 [REDACTED] は、原告に対し、550 万円及びこれに対する平成 24 年 1 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告株式会社恵新、被告松木智 [REDACTED]、被告松木 [REDACTED] 及び被告武部 [REDACTED] と連帶して、うち 550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告酒匂 [REDACTED] と連帶して支払え。

5 被告武部 [REDACTED] は、原告に対し、550 万円及びこれに対する平成 24 年 1 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告株式会社恵新、被告松木 [REDACTED]、被告松木 [REDACTED] 及び被告酒匂 [REDACTED] と連帶して、うち 550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告酒匂 [REDACTED] と連帶して支払え。

6 被告酒匂 [REDACTED] は、原告に対し、550 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告株式会社恵新、被告松木 [REDACTED]、被告松木 [REDACTED]、被告酒匂 [REDACTED] 及び被告武部 [REDACTED] と連帶して支払え。

-
- 7 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - 8 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被告らが、原告に対し、虚偽の言辞を申し向けて、投資詐欺商法への出資を勧誘し、原告から出資金名下に金員を騙取したとして、原告が、被告らに対し、被告株式会社恵新（以下「被告恵新」という。）については民法709条及び会社法350条に基づき、被告松木智■（以下「被告智■」といふ。）及び被告武部■（以下「被告武部」という。）については民法719条に基づき、被告松木■（以下「被告■」といふ。）、被告酒匂■（以下「被告■」といふ。）及び被告酒匂■（以下「被告■」といふ。）については会社法429条1項に基づき、連帶して出資金相当額500万円及び弁護士費用相当額50万円の合計550万円の損害金及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（争いがない事実以外は証拠等を末尾に記載する。）
 - (1) 原告は、■生まれの■である（甲7、弁論の全趣旨）。
 - (2) 被告恵新は、商業登記簿上、水産物の輸入等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。
- なお、被告恵新の口座は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき、金融機関により凍結されている。
- (3) 被告■は、平成19年8月27日から現在まで、被告恵新の代表取締役であり、被告■及び被告■は、同期間、被告恵新の取締役であり、被

告 [] は、同期間、被告恵新の監査役である。

- (4) 被告武部は、原告と被告 [] の面会の場を設定し、原告は、平成24年7月10日、ファミリーレストランにおいて、被告 []、被告武部及び男性1名と会った。
- (5) 原告は、被告 [] が指定した被告恵新名義の千葉興業銀行木更津支店の普通預金口座（以下「被告恵新口座」という。）に、平成24年7月11日に50万円を、同月12日に450万円を、それぞれ送金した。
- (6) 原告は、上記(5)の送金後、被告 [] に連絡を試みたが、被告 [] の携帯電話は不通となり、被告恵新に電話しても、社長はない、海外に行っていて、いつ帰ってくるか分からなどと言われるのみであった（甲7、弁論の全趣旨）。

2 争点

- (1) 被告 [] 及び被告武部による原告に対する共同不法行為の成否（争点1）
- (2) 被告恵新の原告に対する不法行為及び会社法350条の責任の成否（争点2）
- (3) 被告 []、被告 [] 及び被告 [] の会社法429条1項の責任の成否（争点3）
- (4) 被告らの不法行為等によって原告が被った損害の額（争点4）

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（被告 [] 及び被告武部による原告に対する共同不法行為の成否）について
(原告の主張)
ア 被告 [] 及び被告武部が、共謀の上、原告に対し、具体的な予定がないのに、又は、その予定が確実なものではないのに、タラバガニを安く輸入して高く売れる、自分も全財産を投資していて半月後には大金が入って

くる、月10パーセントの配当を出すなどと告げて、金銭の交付を求めてこれを騙取した行為は、不法行為を構成し、被告 [] 及び被告武部は、原告に対して共同不法行為責任を負う。

イ 被告武部は、被告 [] のメッセンジャーであったにすぎない旨主張するが、原告に対してメールで出資の話を持ちかけ、被告 [] に引き合わせるにとどまらず、その後も、担保の話や連帯保証人の話をして、リスクがないから投資すべきである旨強く申し向けた上、執拗に勧誘している。そして、投資関連セミナーで会って少し話をしただけの人間が、何の見返りもなく、連帯保証人になってもいいという話をしてまで第三者の投資話に強く勧誘するというのは、常識に照らしてあり得ない事柄であり、共同不法行為責任は、過失による帮助によつても成立するのであるから、被告武部は、その加功の状況からして、責任を免れ得ない。

(被告 [] の主張)

被告 [] は、 [] 産株式会社（以下「[] 産」という。）ないし株式会社 [] の経営者である澤 [] （以下「澤 [] という。）から、平成24年6月ころ、タラバガニの輸入の話をされたが、被告恵新には手元資金がなかったところ、被告恵新に出入りしていた被告武部から、原告を紹介された。

そして、被告 [] が、原告に対し、上記のタラバガニ輸入により利益を得る話をしたところ、原告は、被告恵新に対し、平成24年7月12日、タラバガニ輸入の資金として500万円を出資した。

そこで、被告 [] は、韓国からの輸入業務を直接行っている澤 [] に対し、平成24年7月13日、上記500万円を渡したが、今回のタラバガニ輸入取引はできずに終わり、次回まで待つこととなったものである。

したがって、被告恵新の当初のタラバガニ輸入取引が不成功であったことは事実であるが、原告に対して虚偽の事実を話して500万円を出資金名下

に詐取したものではない。

(被告武部の主張)

被告武部と被告 [REDACTED]との間には、原告から金銭を騙取する内容の共謀など一切存在しない。

被告武部は、本件のタラバガニに関する出資の詳細については何も知らない立場にあり、原告と被告 [REDACTED]の面会の場を設けたにすぎないのである。

したがって、被告武部には、いかなる責任原因もない。

(2) 争点2（被告恵新の原告に対する不法行為及び会社法350条の責任の成否）について

(原告の主張)

ア 被告恵新による原告からの資金集めは、組織的詐欺商法の一発現であるといえるから、被告恵新は、固有の不法行為責任を負う。

イ 本件のタラバガニの架空の輸入話に藉口した商法は、被告恵新の目的である「水産物の輸出入」に関するものであり、原告に対する被告 [REDACTED]からの連絡は、被告恵新の代表取締役としての被告 [REDACTED]からされ、送金先も被告恵新の口座であったのであるから、上記商法は、被告恵新の業として行われたものである。

したがって、被告恵新は、被告 [REDACTED]の不法行為について、会社法350条に基づく責任も負う。

(被告恵新の主張)

上記(1)の被告 [REDACTED]の主張と同じ。

(3) 争点3（被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED]及び被告 [REDACTED]の会社法429条1項の責任の成否）について

(原告の主張)

ア 被告恵新の取締役であった被告 [REDACTED]及び被告 [REDACTED]並びに監査役であった被告 [REDACTED]は、被告 [REDACTED]の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があ

ったのにこれを怠り、違法な商法を行うがままにしたものであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があったものというほかなく、これによって原告が被った損害について、会社法429条1項に基づく責任を負う。

イ 上記アの被告らの中には、名目的取締役であったと主張する者があるが、取締役の監視監督義務が能動的なものであること、株式会社の役員の対第三者責任が法定責任であること、役員であった者らがいかに会社の業務に関与せず、任務を懈怠したかを言い募るほど、責任を免れるというのは、一般の法感情にも反すること、名目的であったというのは、真実の幹部と当該名目的であると称する役員との間での取り決めにすぎず、求償権に関する係争に委ねるのが公平であることなどからすると、上記被告らも責任を負うべきことは明らかである。

(被告■■■、被告■■■及び被告■■■の主張)

ア 原告の主張する不法行為が存在しない以上、被告■■■被告■■■及び被告■■■に責任はない。

イ 被告■■■は、被告恵新を設立する際、名前を貸しただけで、被告恵新の仕事に関わったことは一度もない。

(4) 争点4（被告らの不法行為等によって原告が被った損害の額）について

(原告の主張)

原告は、被告らの不法行為等により、損害金500万円及び弁護士費用相当損害金50万円の合計550万円の損害を被った。

(被告らの主張)

原告の主張を争う。

第3 争点に対する判断

1 争点1（被告■■■及び被告武部による原告に対する共同不法行為の成否）について

(1) 証拠（甲1の1, 2, 甲2の1ないし6, 甲3の1, 2, 甲4の1ないし15, 甲5の1, 2, 甲7, 乙イ2, 7, 9, 10の1, 2, 乙ロ2の1, 2, 乙ロ3, 被告武部）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成23年12月ころ、「ク [REDACTED] という名称の投資関連の勉強会（以下「ク [REDACTED] 」という。）に参加した。

ク [REDACTED] は、インターネットを経由してメールマガジンのような情報が発信されてくるものであったが、そのFacebookでのやりとりの中から、「オフ会」と称される会員の現実の会合も持たれるようになっており、原告は、2ないし3回、同会合に参加したことがあった。

イ 被告武部は、被告 [REDACTED] に対し、平成24年5月7日に100万円を、同月8日に合計50万円を、それぞれ貸し付けた。

ウ 被告 [REDACTED] は、平成24年6月14日から同月15日にかけて、韓国に渡航した。

エ 被告 [REDACTED] は、被告武部に対し、平成24年6月16日、日本でタラバガニを高く買ってくれる業者を探すこと及びタラバガニを仕入れるための資金を出資してくれる人を探すことを依頼し、被告武部は、被告 [REDACTED] に対して貸付けをしていることもあって、この依頼を承諾した。

オ 被告武部は、平成24年6月16日の深夜、Facebook上に次のような記載をして、閲覧に供した。

「タラバ蟹を倉庫元から
1k21ドルで輸入し
今から10t31ドルで購入出来る仕組みを作りこれから交渉ります。
ネットでも1k4000円するし
これも価格のアービトラージ」
「色々な意味で美味しい話ですね。
もし買いたい方いたらご紹介下さい！！

契約に至った場合Feeはお支払いします。」

力 被告武部は、平成24年6月26日に開かれた上記アのク [REDACTED]

[REDACTED] の会合（以下「本件オフ会」という。）において、原告と初めて会い、原告に対し、被告 [REDACTED] から依頼を受けていたタラバガニに関する出資の話をした。

キ 被告武部は、原告に対し、平成24年7月9日、次のような内容のメールを送信した。

「カニの社長が投資をしてくれる人を探してます。良かったら話聞いてみませんか？！」

インカムで配当してくれますよ。」

ク 被告武部は、平成24年7月10日、原告を被告 [REDACTED] に会わせるため、両者の間に入り、原告の携帯電話にメールを送信するなどして、その日時等の調整を行った。

ケ 原告は、被告 [REDACTED] から、平成24年7月10日に会った際、タラバガニをものすごく安く輸入できる、これを日本に持ってくるだけで、すごく高く売れる、300万円以上から受け付ける、3日後には釜山に出発するので、それまでに入金してほしい、月10パーセントの配当を出すなどと言われて、被告恵新が行うという韓国からタラバガニを輸入して販売する取引（以下「本件取引」という。）に出資するよう勧誘された。

コ 被告 [REDACTED] は、原告に対し、平成24年7月11日、本件取引に関し、出資金の振込先として被告恵新口座を知らせるとともに、追って契約書を作成すること、韓国から戻り次第連絡することなどを記載したメールを送信した。

サ 被告武部は、原告に対し、平成24年7月11日、次のような内容のメールを送信した。

「社長から連絡有りました。不安であれば3か月見直しの時価総額500

0万の土地を担保につけるそうです。」

「僕は中立の立場なのでやるかやらないかはお任せしますが、やるやらないの意思表示の連絡だけは僕の立場もあるので明日までにお願い致します。」

「もしなにか不安があるので、あれば直接社長に聞いてみてください。それではよろしくお願ひいたします。」

「今回の話は金額以上の土地を担保に入れるという事はそれだけ自信があるという事だと思います。」

「不安であれば私が連体（ママ）保証人となってもいいです。それだけ自信があって進（ママ）めてます。」

「他の方も連体（ママ）保証人なってくれる方もおりますので、そちらも踏まえてご検討下さい。

この方の名刺をメールします。かなりの日本の権力者です。」

「送金の件了解しました。

明日連体（ママ）保証人なってくれる方と宝石の運用の件で会うことになってますので、合わせて伝えておきます。」

シ 被告武部は、原告に対し、平成24年7月11日、次のような内容のメールに添付して、淀■（以下「淀■」という。）の名刺2枚の写真を送信した。

「松木社長の連帯保証人なってくれる方です。

並びにこの方の土地を担保設定してもOKを頂いています。

よろしくお願ひ致します。

この土地には現状更地で病院が隣接されており今、老人ホームの建設の打診がきてるそうです。

それではご検討の程、よろしくお願ひ致します。」

ス 被告■は、原告に対し、平成24年7月12日、本件取引に関して、

原告から500万円の振込みを受けたことに対する礼を述べるとともに、同月13日に釜山へ行くこと、契約書の作成については、被告武部、淀[]及び原告の都合に合わせるので、帰国後に再度連絡することなどを記載したメールを送信した。

セ 被告恵新は、[]産に対し、平成24年7月13日、タラバガニの代金として500万円を支払ったものの、被告[]は、上記のメールの内容とは異なり、自らはタラバガニの仕入れのために釜山に行くことはせず、その後、原告に対して連絡することもなかった。

ソ 被告武部は、原告に対し、平成24年9月4日、被告恵新から原告に対する本件取引の配当が出ていないことに関し、被告[]から聞いた事情を説明した上、被告[]から翌日又は翌々日には配当が出ると言われたこと、被告武部も配当が出ていないこと、被告[]に対して引き続き確認してみることなどを記載したメールを送信した。

タ 被告[]及び被告恵新は、原告に対し、平成25年3月26日及び同年11月12日の各本件口頭弁論期日において、被告恵新が原告から送金された出資金500万円を返還する用意があると陳述し、また、同月29日付け意見書において、被告恵新が原告に対して500万円を支払うという内容の和解の申入れを行ったが、その返還ないし支払はされていない。

(2) 上記(1)の認定事実及び前記前提となる事実に基づく判断は、次のとおりである。

ア 被告[]は、本件取引に関し、被告武部をして出資者を探させ、被告武部から原告の紹介を受けるや、原告に対し、確実に月10パーセントの配当を取得できる旨申し向け、原告をして500万円を出資させた。にもかかわらず、被告[]は、原告に対して説明していたのとは異なり、自らはタラバガニの仕入れのために釜山に行かなかった上、原告に対して全く配当をせず、原告に対してその経緯等を説明することなく、かつ、原告

を被告 [] に対して連絡がとれない状態に置き、結局、上記の配当をせず、500万円の出資金の返還にも応じなかったものである。

そうすると、被告 [] の主張どおり、実際に澤 [] を介してタラバガニを輸入するという話があり、被告 [] において、故意に原告から金員を騙取したものではないとしても、少なくとも、本件取引の実現が確実なものではないのに、澤 [] の話を軽信し、原告に対して、それが確実であるかのような言辞を用いて500万円を出資させ、原告に損害を被らせたものと認められ、過失による不法行為責任を負うというべきである。

イ 被告武部は、被告 [] の依頼を受けて、本件取引に関し、Facebookを用いてタラバガニの購入者を探すのと併せて、本件オフ会で知り合った原告に対し、口頭やメールで本件取引の概要を説明した上、原告が被告 [] と会う手配をし、その後も、自らは中立の立場であるなどとしつつも、原告による出資について、被告 [] が土地を担保に供すること、自らも連帯保証人になつてもかまわないと、さらに、連帯保証をし、かつ、土地を担保に供してくれる者として、淀 [] の存在を示すなどして、原告が本件取引に出資する意欲を高める役割を担つたものといえる。

そうすると、被告武部の主張どおり、被告武部において、被告 [] と共に謀して故意に原告の金員を騙取したものではないとしても、少なくとも、被告 [] による本件取引が確実なものではないにもかかわらず、原告が損失を被らないかのような言辞を用いて、被告 [] が原告から500万円の出資を受けることを容易にさせたものと認められ、過失によって不法行為者である被告 [] を帮助したものというべきである。

ウ 以上によれば、被告 [] 及び被告武部は、原告に対し、民法719条の共同不法行為者の責任を負うものと認められる。

2 爭点2（被告恵新の原告に対する不法行為及び会社法350条の責任の成否）について

前記前提となる事実(2), (3), (5)によれば、被告恵新は、水産物の輸入等を目的とする株式会社であり、被告 [] は、被告恵新の代表取締役であって、原告は、被告恵新口座に500万円を振り込んでいるのであり、上記1(1)の認定事実によれば、本件取引は、被告恵新が主体となって行うものであったといえる。

そうすると、上記1(2)アの被告 [] による本件取引に関する不法行為につき、被告恵新による不法行為であると評価することもでき、かつ、被告 [] が被告恵新の代表取締役として、その職務を行うについて原告に損害を被らせたものと認めることができる。

したがって、被告恵新は、原告に対し、不法行為責任を負うとともに、会社法350条の責任を負うものと認められる。

3 争点3（被告 [] , 被告 [] 及び被告 [] の会社法429条1項の責任の成否）について

前記前提となる事実(3)によれば、被告 [] が前記1の不法行為に及んだ時点で、被告 [] 及び被告 [] は、被告恵新の取締役の地位にあり、被告 [] は、被告恵新の監査役の地位にあったのであるから、被告 [] 及び被告 [] は、取締役として、代表取締役である被告 [] の業務執行全般を監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集するなどして、取締役会を通じて業務執行が適正になされるようにすべき職責を負い、被告 [] は、監査役として、代表取締役である被告 [] の業務執行を監査し、違法行為を阻止すべき任務を負っていたものと認められる。にもかかわらず、被告 [] , 被告 [] 及び被告 [] は、被告 [] による前記1の不法行為を阻止する何らの手段も執らないまま、これを全く放置したものと認められるから（弁論の全趣旨），取締役ないし監査役としての任務懈怠につき故意又は重過失があることは明らかである。

これに対し、被告 [] は、被告恵新の取締役として自らの名前だけを貸しており、被告恵新の業務には一度も関わったことがない旨主張し、被告 [] 作成

の陳述書（乙イ8）においては、被告恵新の取締役に就任した当初からその業務の詳細には関与しておらず、被告■による不法行為についても一切わからない旨の記載がある。しかしながら、上記のような取締役及び監査役の職責を負うのは、会社の内部的事情ないし経緯によって名目的に就任した取締役及び監査役についても同様であると解するのが相当であるから（最高裁昭和53年（才）第369号同55年3月18日第三小法廷判決・裁判集民事129号331頁参照），上記被告らの主張等はいずれも理由がないというべきである。

したがって、被告■、被告■及び被告■は、原告に対し、会社法430条により連帶して、同法429条1項の責任を負うものと認められる。

4 争点4（被告らの不法行為等によって原告が被った損害の額）について
前記前提となる事実及び前記1(1)の事実を総合すれば、被告らの不法行為等により原告が被った損害の額につき、被告恵新口座に振り込んだ500万円及び弁護士費用相当額50万円の合計550万円と認めることができ、被告らは、原告に対し、連帶して、550万円の支払義務を負うというべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の被告らに対する請求はいずれも理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁判官　國　分　隆　文

これは正本である。

平成 26 年 1 月 28 日

東京地方裁判所民事第 39 部

裁判所書記官

栗田 賢

